

次第

【議事】

協議 恵庭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する常勤換算方式の適用について

□概要

本市が、4つの日常生活圏域に1か所ずつ設置している地域包括支援センターにつきましては、「恵庭市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、運営を行っております。

本条例では、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の専任配置が困難な場合について、「社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会」における協議をもって、常勤換算方式による職員配置を可能としています。

この度、1つの地域包括支援センターより、常勤換算方式による職員配置の申立てがあったことから、適用の可否について議決を求めるものであります。

【現状】

(1) 当該センター

「ひがし地域包括支援センター」

(2) 職員体制

① 3職種：専任配置 看護師1名、社会福祉士1名

欠員 主任介護支援専門員1名

② プランナー 3名（うち主任介護支援専門員の有資格者2名）、新年度に1名採用予定

③ 生活支援コーディネーター1名

【常勤換算方式による対応】

① 欠員である主任介護支援専門員1名について、プランナーで有資格者2名を各0.5人工と換算して業務に当て、常勤換算方法で主任介護支援専門員1名を配置とみなす。

② 取扱期間

主任介護支援専門員の採用が決まるまでの間の取扱とする。

2. 回答方法

この協議事項について、別紙の「書面決議書」に記載のうえ、事務局まで提出をしてください。（提出期限：令和8年3月27日（金））

○恵庭市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

平成26年10月17日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域包括支援センターの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域包括支援センターの職員等に係る基準)

第2条 法第115条の4第5項に規定する地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）としての機能を有する恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会（以下単に「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次号において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

ア 保健師その他これに準ずる者 1人

イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

ウ 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

- (2) 前号の規定にかかわらず、社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担

当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準によることができる。

(4) 地域包括支援センターは、第1号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス、介護予防サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(5) 地域包括支援センターは、社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月15日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の恵庭市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第2条第1号ウに規定する主任介護支援専門員には、介護保険法施行規則の一

部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号。以下「平成29年改正省令」という。）
 附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による
 改正前の介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）（平成29年改正省令附則第
 3条の規定による改正前の介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働
 省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する主
 任介護支援専門員を含むものとする。

附 則（令和6年9月11日条例第25号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第2条第1号アからウまでに掲げる者のうちか ら1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第2条第1号アからウまでに掲げる者のうちか ら2人（うち1人は専らその職務に従事する常 勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第2条第1号ア に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常 勤の第2条第1号イ又はウに掲げる者のいづれ か1人

令和 8 年 月 日

恵庭市社会福祉審議会
高齢者福祉・介護保険専門部会長 様

氏 名

書面決議書

私は、令和 7 年度第 4 回恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の下記事項について、書面をもって議決権を行使いたします。

記

協議 1. 恵庭市地域包括支援センターの人員及び運営についての協議

- ・原案に賛成する。
- ・原案に反対する。

以上